

道路運送車両法施行規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 届出事項等の変更等の届出（打刻の届出関係）
- ② 手続根拠 : 道路運送車両法施行規則第70条第1項
- ③ 手続対象者 : 打刻の届出を行った者（第1号関係）車台番号又は原動機
の型式を打刻することを指定された者（第2号関係）検査
対象外軽自動車等の型式認定を受けた者（第5号関係）
原動機付自転車用原動機の型式認定を受けた者（第6号関
係）
- ④ 提出時期 : 届出者の氏名、住所又は打刻を行う事業場の名称、住所
等が変更になったとき、届出に係る型式の車台又は原動機
の製作をやめたとき。
- ⑤ 提出方法 : 申請書様式に必要な事項を記載のうえ、国土交通省自動車
交通局技術安全部審査課へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類 : なし
- ⑧ 申請書様式 : 局長通達（下記の相談窓口へお問い合わせください。）
- ⑨ 記載要領・記載例 : 下記の相談窓口へお問い合わせください。

2. 窓口案内

- ① 提出先 : 国土交通省自動車交通局技術安全部審査課
TEL 03-5253-8111（内線42-313）
FAX 03-5253-1640
- ② 受付時間 : 提出先へお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 提出先へお問い合わせください。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 提出先へお問い合わせください。
- ② 標準処理期間 : 届け出てから受理されるまで60日。
- ③ 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）